

明治十三年中 鶴田学校学費明細帳

佐藤満洋

この史料は直入郡長湯村社家(現直入町社家)に設置されていた鶴田学校の、明治十三年(一八八〇)と同十四年の一部を含む学費明細帳である。

鶴田学校は社家村の旧庄屋家佐藤敬作氏(当時)方の表広間十二畳の間を教場としていた。鶴田学校の名称の謂われは、地域の氏神である榎山八幡社は、正しくは鶴田榎山八幡社と称するが、その鶴田は社家村の中心的水田地帯の字名が鶴田字であることによると考えられており、また岡藩成立当時の千石庄屋の組名もこの鶴田をとって鶴田組と称していたこと^①などから、鶴田を冠して地域の学校である鶴田学校としたものであろうと考えられる。

ところでこの鶴田学校は十二畳の部屋一間を教場としていたことから、寺子屋的な学校の如く考えられなくてはならないが、常勤の教員の他に巡回教員が派遣されて来ており、常勤教員の給料は月額三円六十銭で、これは同年代の上田北村(現直

入町上田北)の城後学校の教員の給料と同額^②であることなどから考えて、この鶴田学校は明治初期の小学校として設置されたものであろうと考えられる。

なお同時期に長湯村に設置されていた小学校には、長湯村の中心地の桑畑に寒川学校^③があり、上野村にも同名の寒川学校があったといわれるが、同名ということと地理的条件から考えて、上野の寒川学校は分教場だった可能性が考えられる。上野の寒川学校は後に桑畑の寒川学校に合併されているが(年未詳)、本稿の鶴田学校も同じ頃合併されたものかと考えられる。

ついでにふれておくと、寒川学校の上級校(高等科力)として、都野村(現久住町東部)と長湯村の組合立の学校として芦川学校(朽網学校)が両村境の倉橋に設けられたと伝えられている。

やゝ枝道にそれだが、後出の「鶴田学校学費明細帳」の収

入欄を見ると、(一)明治十二年からの繰越金が八十一円六十六錢七厘あり、(二)同十三年の三月に第一期取立として十六円九十七錢八厘が記されているのをはじめ、七月に第二期分取立として十六円八十六錢、九月に第三期分取立として十六円七十四錢二厘、第四期分取立は十二月の管が翌十四年一月に延びたが十六円六十二錢四厘がそれぞれ記されており、都合六十七円二十錢四厘となっている。

「取立」とあるが取立先が記されていないので推量の域を出ないが、旧社家村庄屋管内には社家・久保・仲村・下迫の四カ村があつたので、この四カ村からの負担金取立かと考えられるのである。そして右の「取立」金の合計と同額の金額が「六十七円二十錢四厘 積立ヨリ受高」と記されているので、この「積立金ヨリ受高」は四カ村各村の積金の内から「取立」てた(受取った)ことを意味するものかと考えられる。(三)そして右の「取立」分の他に「補助金二円七十八錢二厘」が記されているが、この補助金は長湯村の教育予算からの補助金であろうか。しかしこの額は右の「取立」高のわずか四・一%でしかない。

以上の三点の収入源から考えて、鶴田学校は旧社家村庄屋

管内の四カ村の組合立の学校であつた如く考えられるのである。

このためであろうか、右の繰越金や取立金の一部は貸出として利殖をはかっていることは興味深いし、組合立の学校だったからできたことであろうと考えられるのである。

この「鶴田学校学費明細帳」と校印は、筆者の生家の土蔵を取り壊す時に発見されたもので、『直入町誌』²⁾編纂時にはその存在を知りえなかつたため、同町誌には収録されていない。

わが家は祖父が上記の旧庄屋家から明治四年(一八七二)に、十九才で分家して家を起こした家だが、「鶴田学校学費明細帳」と校印の他に、「鶴田学校」と表紙裏に書かれた『日本外史』他の和本が蓋付きの書籍箱に横積みに納められて、土蔵の二階の畳の間に他の書籍と共に大事に保存されていたのを、小学生頃、何回か見たことがある。その時は鶴田学校なる学校が本家の表広間を教場としていたなど知る由もなかつたし、そのような学校名を聞いたこともなかつたので気にとめることもなかつた。

戦後、満州から伯父一家が引き上げて帰り、土蔵の二階に

住むことになったため、二階に置かれていた書籍類は転用され書籍類は土蔵一階に移され、土蔵の隅に山積みされることになった。このため書籍類はその後、鼠やシミに食われたり、湿気をおびたりして、土蔵を取り壊す時には使用に耐えるものは一冊もなかった。このため焼却してしまった。

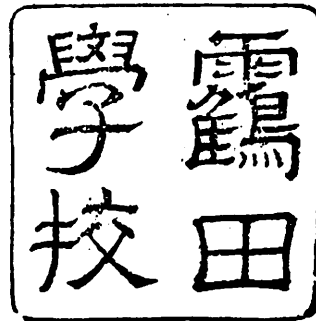
筆者は「鶴田学校学費明細帳」の校訂を行いつつ、分家であるわが家にこの学費明細帳や校印だけでなく、上記の「鶴田学校」と書かれた『日本外史』他の多くの和本類がなぜあったのだろうかと考えている次第である。これらは祖父が分家した後で成立したものであるので、分家に当たって分与されたものではない。学費明細帳だけなら経理に係わったことも考えられようが、鶴田学校の備品ないしは教材かとも考えられる書籍類がわが家に存在していたことは、祖父が教師か助教として関与していたのではとも考えられなくはないが、証明する史(資)料はもう残っていない。

(注)

(1) 故佐藤定馬氏(教作氏養子)談。

(2・3・4・7) 『直入町誌』(昭和五十九年七月)。
(5・6) 故馬場立馬氏談。

史料一 鶴田学校校印(実物大)



史料二

(表紙)

明治十三年中

学費明細牒

鶴田学校

(1オ) 前年ヨリ越額
一金八拾壹円六拾六錢七厘

(1ウ) 一金拾六円九拾七錢八厘
是者十三年三月第壹期取立

一同拾六円八拾六錢
是ハ同年七月第二期取立

一同拾六円七拾四錢貳厘
是ハ十三年九月第三期取立

一同拾六円六拾貳錢四厘
是ハ十三年十二月可取立管之処、延期ニ付「十四年一月取立

メ六十七円廿錢四厘 積金ヨリ受高

一同貳円拾三錢四厘

補助金 是者十四年一月七日補助金請高
一同貳円七十八錢二厘

内

六十四錢八厘

残貳円拾三錢四厘

是ハ現金受高

(白紙)

(3オ)(2ウ) 一金三円六拾錢
是者一月分給料

一同貳円拾六錢 是ハ二月一日ヨリ十八日迄給料

一同壹円三十錢 是ハ二月十五日ヨリ廿九日迄給料

一同廿八錢 是ハ二月十五日竹田ノ当校沾片道四厘旅費

一同三円六拾錢 是三月分教員給料渡

一同三円六拾錢 是四月分右同

一同壹円 是三月四月兩月夜学教員給料

(3ウ) 一同三円六拾錢 是ハ五月分教員給料

一同三円六拾錢 是ハ六月分右同

一同三円八拾錢 是ハ七月分右同

一同三円八拾錢 是ハ八月分右同

一同壹円九拾錢 是ハ九月右同半給

一同七拾六錢 是ハ十月八日ノ十三日迄日数八日分日割右

同

(4オ)

メ三拾三円

(以下余白)

(4ウ) 一金三拾錢

是者四月廿五日試験教員日当

一同六十四錢八厘

是ハ巡回教員給料

メ九十四錢八厘 諸給料

一同三円六十錢

是者昨十二年度学校世話方給料

一同三円六拾錢

是者十三年度右同

(5オ) 一金壹円三拾五錢

是ハ一月ヨリ二月三月迄借家費

一同壹円三拾五錢

是ハ四月ヨリ六月迄右同

一同壹円五拾七錢五厘

是ハ七月ヨリ十月十五日マテ右同

メ四円廿七錢五厘

(白紙)

(6オ) 一金拾四錢

是者四月廿九日日本略夫二冊

一同拾五錢

是ハ露田校印摺替賃

一同拾四錢

是ハ六月十二日朱肉入物并朱肉価共ニ

メ四拾三錢

(白紙)

(7オ) 一金拾錢

二月六日石炭油五合代

一同四拾九錢四厘

三月八日炭十三メ奴森村伍市液

一同拾錢

三月廿日石炭油五合代

一同拾壹錢

四月十五日同

一同四拾壹錢八厘

四月廿五日スミ十壹メ奴工藤銀治渡

一同六錢六厘

五月十日石炭油右同

一同拾錢

七月十五日石炭油五合

(7ウ) 一同壹錢五厘

八月廿五日炭拾三メ六百奴、清水十郎渡

一同拾錢

九月五日ランブノシン代

メ貳円貳錢

同日炭油五合代

(8オ)(8ウ) (白紙)

(9オ) 一金拾八錢

是者一月十五日白墨壹箱代

一同貳錢

是八同日白紙沓狀代、尤此紙ハ遺弘帳
式冊用

一同貳錢

是ハ二月廿一日カイ紙十枚代、尤生
徒書出者有之ニ付、教員渡

一同貳錢

是ハ二月廿五日勸怠表拾枚代

一同八錢

是ハ三月廿八日ホヤ沓ッ代

一同拾錢

是ハ卒業証書野紙代

一同四錢

是ハ四月廿五日試驗教員小夫日当

(9ウ)

一同九錢

是ハ四月廿日白墨沓箱代

一同拾錢

是ハ七月十三日ホヤ沓ッ代

一同拾五錢

是ハ三月阿曾野站人足費

六十五錢

八十錢

(白紙)

(11才)(10才)
(10ウ)

本年一月元

一金拾円

下迫 佐藤 行人

右同

仲村 北川 茂市

利貳円四拾錢

右同
一同拾沓円六拾錢
利貳円七十八錢四厘

社家 岩屋 但見

右同
一同拾五円
利三円六拾錢

社家 森田 庄七

(11ウ)
本年一月元
一同拾五円
利三円六拾錢

久保 清水 砂夫

三月十四日
二月十四日
一同拾五円
利貳円

久保 右同人

四月廿五日
一同五円
利九拾錢

仲村 久保吉三郎

七拾六円六拾錢

(12才)
利拾七円六拾八錢四厘
元利合九拾四円廿八錢四厘

(以下余白)
(白紙)

(13才)(12ウ)
十四年一月元貸付

同年一月請高百廿円四十三錢三厘

社家 岩屋 但見

同村 森田 熊吉

一同拾五円

一同拾円

下迫

佐藤 行人

仲村

北川 茂市

(13ウ)

一同廿弍円四十銭

久保吉三郎

一同三十拾壹円

大久保権平

一同弍円三銭二厘

佐藤 敬作

預り



」